

## 1. 議事日程

〔令和4年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和4年5月20日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

### 【第1号】

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】  
日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】  
日程第5 承認第4号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）】  
日程第6 議案第41号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第7 議案第42号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日程第8 発議第4号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

## 2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	穴戸邦夫

## 3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

## 4. 会議録署名議員

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市	長	石丸伸二	副市長	米村公男
教	育	永井初男	総務部長	行森俊莊
企	画	猪掛公詩	福祉保健部長	大田雄司
市	民	内藤道也	総務課長	新谷洋子
財	政	沖田伸二	税務課長	竹本繁行

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事	務	局	長	毛利幹夫	事	務	局	次	長	久	城	祐	二
総	務	係	長	藤井伸樹	主	任	主	事		山	口		涉



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
毛利事務局長。
- 毛利事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、「私債権の放棄について」、19件の報告がありました。  
第3点、監査委員より、令和4年2月分及び3月分の例月出納検査の報告がありました。  
第4点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。  
写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番南澤議員及び2番田邊議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 皆さんおはようございます。令和4年第1回臨時会の運営につきまして、去る5月12日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。  
本臨時会に付議されます案件は、承認3件、議案2件、発議1件の計6件でございます。  
議案審議についてでございますが、付議された全ての案件について、委員会付託を省略することといたしました。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】

○宍戸議長 日程第3、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日から施行されることに伴い、税条例等の一部を改正するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 承認第2号の要点の説明をします。

本件は地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分により改正したものです。

まず、説明資料を説明いたしますのでそちらを御覧ください。説明資料では主な改正点2点を記載しております。

まず、市県民税関係です。

個人住民税の住宅ローン控除の改正を行っています。この改正は所得税の住宅ローン控除の適用者について所得税から控除し切れなかった額を9万7,500円を限度として、所得税の課税総所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。

また、その入居適用期限を現行の令和3年12月31日までとなっているものを、令和7年12月31日までと4年延長するものです。

なお、この措置による減収額については全額国費により補填されることとなっております。

次に、固定資産税関係です。

貯留機能保全区域にある土地の減税既定の追加を行っています。この改正は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により、規定された貯留機能保全区域にある土地については区域として指定された日から3年度間は固定資産税の課税標準額に4分の3を乗じて得た額とするものです。

次に、土地に係る固定資産税の負担調整措置の改正を行っています。この改正は経済活動と景気回復を後押しするため、土地に係る税負担増を緩和する措置を取るもので、令和4年度に限り負担調整が60%未満の商業地等の土地の令和4年度課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とするものです。

なお、土地価格の下落傾向が続いていることや、負担調整措置がほぼ終了していることから、この措置による本市への影響はほとんどないと考えております。

次に、承認議案書の3ページをお願いいたします。

右が改正前、左が改正後になります。先ほどの説明資料による説明が承認議案書の第1条関係の主な改正点で、4ページの第18条の4から9ページの第73条の3までが本文での改正、10ページから附則になりますが、附則第7条の3の2及び13ページの附則第16条の3から15ページの附則第20条の3、第6項までが市県民税関係、10ページの附則第10条の2から12ページの附則第12条までが固定資産税関係の改正で、いずれも法律の改正に伴うものです。

16ページをお願いいたします。

第2条による改正です。これは令和3年第1回臨時会で承認いただきました安芸高田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備です。

最後に、附則ですが、第1条ではこの条例の施行期日を定めています。改正後の条例の施行日は、基本的には令和4年4月1日からの施行ですが、条項によっては適用される時期が異なっておりますので、それぞれの施行日を規定しています。第2条以降はそれぞれの税目の経過措置について規定をしています。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番 熊高議員。

○熊高議員 説明要旨の資料で、2番のほうの固定資産税関係の土地に係る固定資産税の負担調整措置ということで、各地の中に貯留機能保全区域に指定された土地の課税額について記述をしてありますが、国土交通省との関係のいろいろ対策に関わるものだというふうには受け止めておりますが、現在国土交通省との関係も含めて、この施策の進展状況というのはどのようになっておるのか、さらには令和7年3月31日までということを区切ってある理由についてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 まず、貯留機能保全区域でございますけれども、こちらの区域指定につきまして、指定主体は広島県でございますが、今後、県において事務

が進められると思うと考えておりました、現在、具体的に事務は進んでおりません。

また、令和7年3月31日までの区切りでございますが、こちらについても法律の改正によって区切られているものということで承知しております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 事前にある程度この改正措置をしておくということで受け止めてよろしいのでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 このたび、税のほうで税改正をさせていただいておりますのは地方税の法改正に伴うもので改正をさせていただいております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○宍戸議長 日程第4、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、地方税法施行令の改正が、令和4年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 承認第3号の要点の説明をします。

本件は、地方税法施行令の改正が令和4年3月31日付で公布され、令和4年4月1日で施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分により改正したものです。

まず、説明資料を説明いたしますので、そちらを御覧ください。説明資料では主な改正点を記載しております。

国は課税限度額超過世帯割合が1.5%台に近づくように、国民健康保険税の課税限度額を段階的に引き上げているところ、高所得層の限度額を増やし、中間所得層の負担緩和を図る観点から、このたび地方税法施行令を改正し、課税限度額の見直しを行ったものです。

第2条は国民健康保険税の課税額に関する規定です。法改正に伴い、世帯主及びその世帯の被保険者について算定した基礎課税額、いわゆる医療分の課税額が現行63万円を超える場合は63万円としている課税限度額を65万円に引き上げるものです。

また、後期高齢者支援金分の課税額が現行19万円を超える場合は19万円としている課税額を20万円に引き上げるものです。

次に、第23条は低所得者に対する国民健康保険税の減額についての規定です。計算により減額していた額が課税限度額を超える場合、第2条と同様に改正後において基礎課税額、いわゆる医療分課税限度額については65万円、後期高齢者支援金分課税限度額については20万円にするというものです。

改正条例の施行期日は令和4年4月1日です。

次に、承認議案書の3ページをお願いいたします。右が改正前、左が改正後です。

説明資料のとおり、3ページで第2条第2項の、4ページで同条第3項及び第23条第1項の改正を行っております。

最後に附則ですが、第1項では改正条例の施行期日を令和4年4月1日とし、第2項では改正後の条例の規定は令和4年度以降の保険税について適用することとし、令和3年度までの保険税については従前の例によることとしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第4号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)】

○宍戸議長

日程第5、承認第4号「専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

本件は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する費用を、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月10日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○宍戸議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長

それでは、専決処分しました令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,608万2,000円を追加し、予算の総額を198億6,494万4,000円としたものです。



これは新型コロナウイルス感染症対策に伴う4回目のワクチン接種に要する経費を追加するもので、ワクチン接種の準備に関する事務を早急に始める必要があったことから、5月10日付で専決処分いたしました。

予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、15款の国庫支出金は接種に伴う国からの財政支援措置がなされることから、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を2,960万5,000円、また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金を2,647万7,000円、それぞれ計上しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費2,647万7,000円の主なものは、接種券の印刷、封入作業に係る委託料を107万円、また、コールセンター等接種会場の運営に係る委託料を2,433万円計上しております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,960万5,000円は4回目のワクチン接種を委託により実施するためのものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第4号「専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第41号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部

を改正する条例

日程第7 議案第42号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第6、議案第41号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件及び日程第7、議案第42号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第41号及び第42号は、令和3年の人事院勧告により、民間給与との格差を是正するため、所要の改正をするものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、議案第41号、42号について要点の説明をいたします。

議案第41号は、職員及び任期付職員について、令和3年の人事院勧告を踏まえ、民間企業との格差を是正するため、期末手当の支給月数を引き下げるとともに、令和4年6月期の期末手当の額から令和3年12月期の期末手当の調整額を減額することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第42号は、特別職の職員で常勤のもので議案第41号と同様に所要の改正を行うものでございます。

それでは、説明資料をお願いいたします。

令和3年の人事院勧告及び特別職報酬等の取扱いについて説明をいたします。

まず最初に、人事院勧告のポイントでございます。月例給は改定なし、期末手当は0.15月引き下げるの2点でございます。

本市の取扱いとしては、人事院勧告等に基づき法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的というふうに考えてございます。

2ページの中段以降をお願いいたします。

期末手当についてでございます。

まず、行政職及び消防職は0.15月、その下、再任用職員0.10月。3ページをお願いいたします。会計年度任用職員は0.15月、任期付職員0.10月、常勤の特別職、いわゆる三役でございますが、行政職及び消防職に準じて0.15月、それぞれ引下げを行うものでございます。

また、令和3年12月期の実際の期末手当支給額と、令和3年12月期の期末手当について、人事院勧告どおりの改定が行われたとした場合の当該期末手当の額との差額を調整額とし、令和4年6月に支給する期末手当の額から減額することとします。

調整額の算出割合につきましては、それぞれの職員区分ごとに記載を  
してございますので御覧いただきたいというふうに思います。

最後に、3でございます。給与改定による影響額を算出しています。  
期末手当の引下げ額及び調整額を合計しますと、約4,600万円の減額で  
す。

次に、議案書をお願いいたします。

それぞれ議案第41号、第42号とも表の右側が改正前、左側が改正後で  
ございます。下線の表示部分が改正部分となっております。

いずれも施行期日は公布の日からとしています。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案  
番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

1番 南澤議員。

○南澤議員 本市の扱いで再任用職員と任期付職員の場合は0.1か月分の引下げと  
なってます。人事院勧告は0.15か月分なんですけれども、ここの根拠と  
いうか、どういう考え方でこうなったのかを御説明お願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 任期付職員と再任用職員の0.10月、これについては令和3年12月16日  
付で人事院より通知が来てございます。その中でその調整額の割合とし  
て再任用職員と任期付職員については0.10月引き下げるということにな  
っております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案2件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸  
高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」  
の件及び議案第42号「安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び

旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 発議第4号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第8、発議第4号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 発議第4号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正は、先ほど執行部から、議案第41号及び第42号で説明のあった、一般職及び常勤の特別職における取扱いと同様、議員の期末手当についても、令和3年の人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を0.15か月分引き下げるものです。

内容について2点、御説明申し上げます。

まず1点目です。

令和3年人事院勧告では0.15か月の減額という勧告でありましたが、関連法案の国会審議の遅れなどから、令和3年12月期の期末手当の支給月数の引下げは見送り、執行部の条例改正と併せ、令和4年6月期の期末手当より減額するよう、条例の一部を改正するものです。

次に、2点目です。

令和3年12月期の期末手当で引き下げることを見送った減額分については、令和4年の6月期の期末手当から調整する特例を設け、同額を減額するものです。

改正条文について、説明をいたします。議案書の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

令和3年の人事院勧告0.15か月分の減額について、6月期と12月期の期末手当について、それぞれ0.075か月分減額となるよう、右側、改正前、100分の222.5を、左側、改正後、100分の215に改めるものです。

続きまして、附則について御説明をいたします。

第1項は、この条例の施行日を公布の日からとするものです。

2ページを御覧ください。第2項についてです。

令和3年12月期の期末手当において、令和3年の人事院勧告どおりに引き下げる予定であった0.15か月分の減額に相当する額を調整額として、改正後の今年の6月期の期末手当から減額する特例を設けるものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願

いたします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第4号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。  
これにて、令和4年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。



午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員